

(別添1参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～069, 070, 071 (略)</p> <p>075 固定用金属線</p> <p>(1) <u>高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、固定用金属線として算定する。ただし、ポリエステル製のケーブルについては、脊椎の固定に使用した場合に限り算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>076～201 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～069, 070, 071 (略)</p> <p>075 固定用金属線</p> <p>(1) <u>高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>076～201 (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～119 (略)</p> <p>025 套管針カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>内套針及び外套又は内套及び外套針</u>により構成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② シングルルーメン・細径穿刺針型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>内套針又は外套針</u>の先端が鋭角であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>026～077</p> <p>078 人工骨</p> <p>(1) 定義</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～024 (略)</p> <p>025 套管針カテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>内套針及び外套</u>により構成されていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② シングルルーメン・細径穿刺針型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>内套針</u>の先端が鋭角であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>026～077</p> <p>078 人工骨</p> <p>(1) 定義</p>

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「脊椎ケージ」、「吸収性骨再生用材料」又は「ヒト脱灰骨基質使用吸収性骨再生用材料」であること。

②～③ （略）

(2) （略）

(3) 機能区分の定義

①～⑥ （略）

⑦ 汎用型・吸収型（多孔体・蛋白質配合型）

次のいずれにも該当すること。（なお、ヒト同種骨組織由来の材料については、オについても該当すること。）

ア 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。

イ 立方体状、直方体状、円柱状、ブロック状又はペースト状等の形状を有するものであること。

ウ 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。

エ コラーゲンが配合されていること。

オ ヒト脱灰骨基質及びグリセロールから構成されていること。

⑧～⑱ （略）

079～201 （略）

Ⅲ～Ⅷ （略）

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「脊椎ケージ」又は「吸収性骨再生用材料」であること。

②～③ （略）

(2) （略）

(3) 機能区分の定義

①～⑥ （略）

⑦ 汎用型・吸収型（多孔体・蛋白質配合型）

次のいずれにも該当すること。

ア 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。

イ 立方体状、直方体状又は円柱状等の単純形状を有するものであること。

ウ 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。

エ コラーゲンが配合されていること。

（新設）

⑧～⑱ （略）

079～201 （略）

Ⅲ～Ⅷ （略）